

公 示

個人タクシーの法令試験の実施について	・・・ 2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・ 3

公 示

◎個人タクシーの法令試験の実施について

平成14年1月31日付けで公示した「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について」に基づき、下記により実施する。

令和7年5月15日

関東運輸局長

営業区域	東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏 千葉県 千葉交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 群馬県 中・西毛交通圏 栃木県 宇都宮交通圏
試験対象者	① 令和7年4月1日から令和7年4月30日までに事前試験の受験申込をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ② 令和7年2月3日から令和7年5月30日までに譲渡譲受の認可申請をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者
試験実施日時	令和7年7月2日（水） ① 特別区・武三交通圏 10時10分から12時00分まで ② 京浜交通圏 14時20分から16時00分まで ③ その他の交通圏 14時20分から15時50分まで
試験実施場所	神奈川県横浜市中区北仲通5－57 横浜第二合同庁舎 ※ なお、試験会場については、試験実施通知書により受験者へ通知する。

（備考）試験に関する問い合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 電話番号045(211)7246

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年5月15日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B04号 山王ケアサポート 合同会社

1. 令和7年4月18日
2. 特別区・武三地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間を10分加算時間を5分に短縮する。

(ア) 普通車 下限運賃